

(提言)「行政記録情報の活用に向けて」
インパクト・レポート

1 提言等内容

行政記録情報の活用に向けて以下の4項目の提言を行う。

(1)行政記録情報の整備の加速

EBPMの推進のために、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室を中心に行政記録情報の整備・開示を加速する必要がある。特に税務関連の行政記録は最優先で活用を図るべきであり、国税庁長官官房および総務省自治税務局と連携しての対応を期待する。情報の開示にあたっては、集計された情報を公開するのではなく、ミクロレベルでの開示が望ましい。個人情報保護の観点から匿名化処理などの情報の秘匿は必須であるが、データの有効活用に向けた試行錯誤のためにも集計前の情報の開示が不可欠である。

(2)経済学・政策評価分野の研究との連携

行政記録情報の活用には、データの保存・処理といった技術面、個人情報保護などの法律面の知見は不可欠である。同時に、学術研究の資料とするには、情報の性質、信頼性、活用方法をデータ利用の観点から明らかにする必要がある。内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室は、その検討のために、データの社会科学、特に経済学・政策評価分野の研究者との連携を進めるべきである。

(3)「行政機関の保有する個人情報保護法」の規定に関するガイドラインの整備

行政記録情報を学術目的で利用することは、「行政機関の保有する個人情報保護法」の規定の範囲内である。原則として行政機関の保有する個人情報は第三者への提供が禁じられているが、「学術研究の目的」においては提供可能である旨が明記されている。総務省行政管理局には、この規定を運用して学術利用を可能とするために、利用に関するガイドラインの制定を求める。

(4)統計調査との連携

行政記録情報を活用していくことは、統計調査の価値を下げるものではない。行政記録情報と統計調査を両輪として、政府の統計情報全般の品質向上を目指すべきである。行政記録情報は統計調査を補完するものであり、既存の統計資源の削減につながらないことを求める。各府省のEBPM統括責任者においては、管轄業務における行政記録情報と統計調査を一元的に管理することで、統合された情報の整備を望む。また、統計調査と行政記録が照合を可能とすることで、両者の価値を高めることができる。今後の統計調査において、マイナンバーを調査項目に含める可能性を探るなど、連携を目指すことが望まれる。

2 提言等の発出年月日

令和2年（2020年）9月18日

3 フォローアップ（提言を浸透させるための提言者側のシンポジウムや出版等の活動）

特に無し

4 社会に対するインパクト

(1) 政策への反映

有・無

- ・ 財務省は、輸出入申告等に基づき税関が保有する輸出入申告データを、財務省の政策の検討に資するための学術研究に活用することを決定し、令和3年10月4日に「輸出入申告データを活用した共同研究の公募について」の公募を開始した。共同研究においては、輸出入申告データの利用が可能となった。
- ・ 国税庁は、国税庁保有行政記録情報を利用して、税務大学校職員と共同で、我が国の税・財政施策の改善・充実等に資する統計的研究を実施することを決定し、令和3年6月30日に「税務大学校との共同研究」の公募を開始した。共同研究においては、税務申告にかかるデータの利用が可能となった。
- ・ 第2回厚生労働省データ利活用検討会（令和2年11月6日開催）において、本提言を参照した「行政記録情報の利活用に関する考え方（案）」が配布された。

（参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/10700000/000691393.pdf>）

(2) 学協会・研究教育機関・市民社会等の反応

(a) 学協会

- ・ 日本経済学会において以下の企画セッションが開催され、宇南山卓副委員長が本提言について言及を行った。なお、宇南山卓副委員長は、本企画セッションの座長をつとめた。

日本経済学会 2021年秋季大会

「企画セッション：行政記録情報の経済分析への利活用に向けて」

（開催場所：大阪大学・開催日時：令和3年10月10日）

(b) 研究教育機関

特に無し

(c) 市民

- ・ 上記、学会のセッション後に、Twitter上で複数の研究者が言及するなどの反響があった。

5 メディア
特に無し

6 意思の表出内容において、他の異なる意見との関係性等に変化があれば記載してください。
特に無し

7 考察と自己点検（a-c から一つ選択し、説明する）

- (a) 予想以上のインパクトがあった
- (b) ほぼ予想通りのインパクトが得られた
- (c) 期待したインパクトは得られなかった

本提言では、行政記録情報の整備・開示を求めるものであり、特に税務関連の行政記録の公開を最優先で図るべきとしたものであった。結果として、共同研究という形式的には制約された条件の元ではあるが、財務省及び国税庁の保有する税務関連の情報に研究者がアクセスできる環境が整備されたことになる。また、情報の開示にあたっては、集計された情報ではなく、ミクロレベルでの開示がされる予定で、これも提言で求めたものと一致している。

今後も、他の省庁などで類似の取り組みが進められることが期待できることから、大きなインパクトがあったと評価できる。

インパクト・レポート作成責任者
経済学委員会数量的経済・政策分析分科会委員長（第24期）西山 慶彦
提出日 令和3年（2021年）10月21日